

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	倉吉市 自立支援給付・自立支援医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、自立支援給付・自立支援医療費支給に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付・自立支援医療費支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援給付の支給又は自立支援医療(更生医療、精神通院)に関する事務。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援医療費(精神通院)に関する事務(申請・返還・変更等の届出の受理、進達、受給者証交付) ③自立支援医療費(育成医療、更正医療)に関する事務(申請の受理、認定、通知、受給者証交付) ④補装具費の支給に関する事務(申請の受理、認定、通知)
③システムの名称	障がい者総合福祉システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害共通宛名ファイル(対象者マスター)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表 項番117 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)主務省令第2条の表 項番144、145、146 (提供)主務省令第2条の表 項番11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	倉吉市 健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市役所総務部総務課 TEL 0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉課 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 TEL 0858-22-8118
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	自立支援給付・自立支援医療費支給に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会を行う。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、申請時に記載されたマイナンバーと真正性確認を行っている。 ・住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。 また、障がい福祉システムへの特定個人情報登録の際には、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行う。 これらのことから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ネットワークシステムを介さない書類等移転時には、内容物・宛先を複数人で確認している。 ・番号連携サーバへのアクセス可能職員の制限及び、アクセスログの管理をしている。 ・使用するUSBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-①	倉吉市 福祉保健部 福祉課	倉吉市 健康福祉部 福祉課	事後	
令和1年6月26日	I-5-②	福祉課長 森石 学	福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	I-8	福祉保健部福祉課 TEL 0858-22-8118	健康福祉部福祉課 TEL 0858-22-8118	事後	
令和1年6月26日	II-1	平成28年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成28年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月5日	I-8	倉吉市 健康福祉部 福祉課 〒682-8633 鳥取県倉吉市葵町722番地 TEL 0858-22-8118	倉吉市 健康福祉部 福祉課 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 TEL 0858-22-8118	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和6年9月2日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番84 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表 項番117 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会)別表第二 項番108、109、110 (提供)別表第二 項番8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表 項番144、145、146(提供)主務省令第2条の表 項番11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161	事後	
令和6年9月2日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
	II-1	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
	II-2	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
	IV-4	委託しない	[十分である]	事後	
	IV-5	提供・移転しない	[十分である]	事後	
	IV-8	-	[十分である] 自立支援給付・自立支援医療費支給に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会を行う。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、申請時に記載されたマイナンバーと真正性確認を行っている。 ・住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。 また、障がい福祉システムへの特定個人情報登録の際には、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行う。 これらのことから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う修正
	IV-9	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
	IV-11	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う修正
	IV-11 判断の根拠	-	[十分である] ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ネットワークシステムを介さない書類等移転時には、内容物・宛先を複数人で確認している。 ・番号連携サーバへのアクセス可能職員の制限及び、アクセスログの管理をしている。 ・使用するUSBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う修正